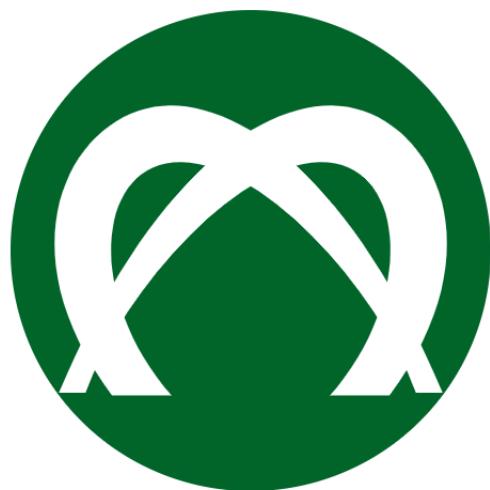


あま市ファミリーシップ宣誓制度 ガイドブック



令和7年9月改訂

目次

- 1 あま市ファミリーシップ宣誓制度とは … 2ページ
- 2 ファミリーシップとは … 2ページ
- 3 宣誓を行うことができる方 … 3・4ページ
- 4 宣誓手続きの流れ … 5・6ページ
- 5 宣誓時に必要な書類 … 7・8ページ
- 6 オンラインによる宣誓 … 9ページ
- 7 自治体間連携について … 10ページ
- 8 宣誓後について … 11ページ
- 9 よくある質問 … 12・13ページ

1 あま市ファミリーシップ宣誓制度とは

誰もが自分の生き方を主体的に選択でき、多様性が認められ、その人自身が自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現するため、「あま市ファミリーシップ宣誓制度」を創設します。

本制度は、性別にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合っている又は協力をし合うことを約束したお2人があま市長に対し宣誓し、あま市が宣誓書受理証明書等を交付するものです。

お2人のほかに、生活を共にしている近親者（3親等内）等がいる場合で、希望する場合は、宣誓書受理証明書等へ近親者等の名前を記載できます。

法律上の婚姻制度とは異なり、法律上の効力は生じず、戸籍や在留資格等が変わるものではありませんが、この制度の導入により、市民や事業者の皆様に、性的マイノリティなどの方々に対する理解が広がり、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現を目指していきます。

2 ファミリーシップとは

あま市におけるファミリーシップの定義は、「互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合っている又は協力し合うことを約束した2人の関係及び当該パートナーの一方又は双方と生活を共にしている3親等内の者その他市長が適当と認める者を含め、家族であると約束した関係」としています。

あま市のファミリーシップ宣誓制度は、同性カップルに限らず、様々な事情によって、婚姻の意思はあっても、現行の婚姻制度に悩みや生きづらさを抱えている事実婚の方々も対象としています。

3 宣誓を行うことができる方

ファミリーシップの宣誓をするには、お2人が以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ◆ 双方が成人（18歳以上）であること。
- ◆ 双方が市内に住所を有し、又はいずれか一方が市内に住所を有し他方が市内に転入を予定していること。（同居していないても対象）
- ◆ 宣誓者以外の方と婚姻（事実婚を含む）をしておらず、かつ、ファミリーシップを形成していないこと。

※すでに宣誓者以外の方とファミリーシップの宣誓を行っている方や、同様の制度を実施している他の自治体でファミリーシップの宣誓等を行っている方は、宣誓できません。（他の自治体の宣誓書受理証明書等の返還後は、宣誓することができます。）

- ◆ 民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと。

民法の規定により、直系血族、3親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。

※ただし、宣誓者同士がファミリーシップに基づく養子と養親の関係にある又は関係にあった場合は、宣誓することができます。

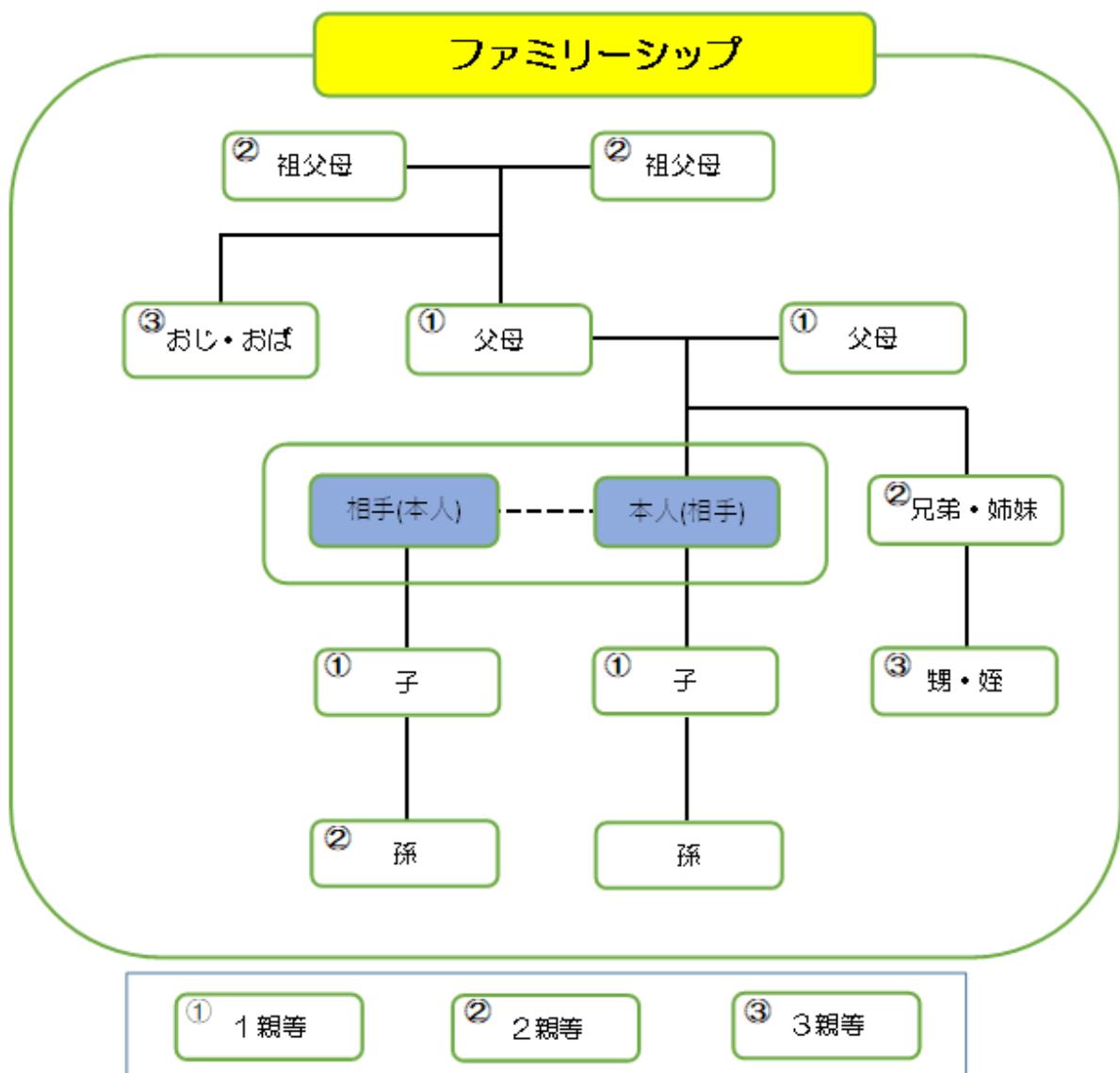
民法に規定する婚姻できない続柄

- 直系血族 … 祖父母、父母、子、孫等
- 3親等内の傍系血族 … 兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母族、甥姪
- 直系姻族 … 子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

ファミリーシップの宣誓をするお2人のほかに、希望すれば宣誓書受理証明書等に近親者等の名前が記載できます。

以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

- ◇ 宣誓をする方の一方又は双方の近親者（3親等内の親族）等である。
- ◇ 宣誓をする方の一方又は双方と生活を共にし、生計が同一である。



4 宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓日の予約

*ファミリーシップの宣誓を希望される方は、事前に電話又は電子申請で予約してください。日時の調整、必要書類の確認などを行います。

- ① 宣誓されるお2人の氏名（ふりがな）、生年月日、住所、電話番号
通称名で宣誓する場合は、通称名
外国籍の方は、国籍
- ② 宣誓方法（対面宣誓又はオンライン宣誓）
対面宣誓は希望に応じて、市役所の個室を用意いたしますのでご相談ください。
- ③ 宣誓希望日時
希望日：月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除きます。）
希望日時：午前9時～午後4時00分
- ④ 近親者等の記載について
受理証明書等に宣誓者の方又は双方と生活を共にしている近親者（3親等内）
等の名前を記載する希望の有無
- ⑤ 申込者の日中の連絡先・メールアドレス

予約申込先

あま市役所 人権推進課

電 話：052-444-0398

月曜日～金曜日 9:00～17:15

（祝日、12月29日～1月3日を除きます。）

電子申請：あま市電子申請・届出システム



(2) ファミリーシップの宣誓

*必要書類（「5 宣誓時に必要な書類」7・8ページ参照）をお持ちの上、お2人そろって予約した日時・場所にお越しください。

*市職員立会いのもと、「ファミリーシップ宣誓書」に記入して、提出していただきます。（宣誓書は、人権推進課で用意します。）

*オンライン宣誓は、「6 オンラインによる宣誓」（9ページ）をご覧ください。

(3) 内容確認

*本人確認及びファミリーシップの宣誓の要件を満たしているかの確認を行います。

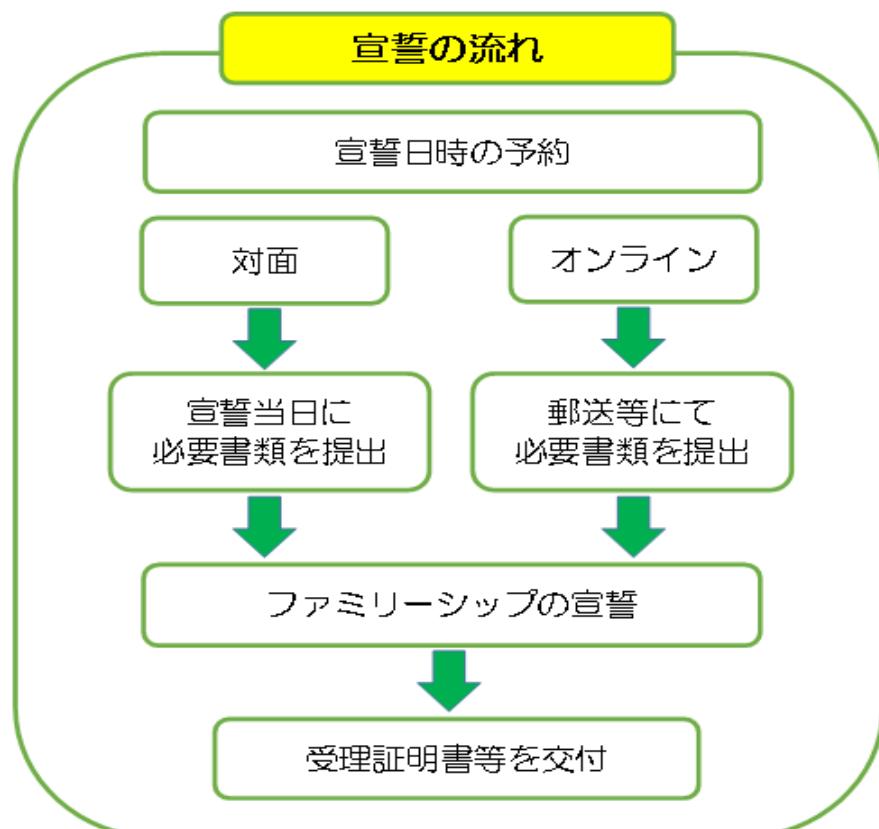
*書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

(4) ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の交付

*「ファミリーシップ宣誓書受理証明書」を交付します。

*「ファミリーシップ宣誓書受理証明カード」を希望に応じて、ファミリーシップ対象者の希望人数分交付します。

*宣誓書類に不備や不足等がなく、宣誓が適当と認められる場合、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の交付を行いますが、準備に時間を要するため、交付までに1週間程度の期間をいただきます。交付準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものを持参のうえ、受け取りにお越しください。（宣誓者いずれか1人でもかまいません。）郵送での交付をご希望の場合は、簡易書留郵便で送付しますので、切手をご用意ください。



5 宣誓時に必要な書類

(1) 住所を確認できるもの

*住民票の写し又は住民票記載事項証明書

「個人番号（マイナンバー）」、「本籍」、「世帯主の氏名及び続柄」、「住民票コード」の記載を省略したもの（3か月以内に発行されたもの）を1人1通ずつ提出してください。

宣誓する2人が同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたものを1通で構いません。

なお、宣誓書において、職権での住民登録情報の取得に同意いただいた方は、提出を省略することができます。

(2) 転入予定住所が確認できる書類（転入予定の場合）

*転出証明書、賃貸借契約書の写し等

宣誓される一方があま市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類を提示してください。また、転入後、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。（宣誓後3か月以内）

(3) 独身であることを証明する書類

*次のいずれか（3か月以内に発行されたもの）を1人1通ずつ提出してください。

- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- ・独身証明書

※外国籍の方は、本国が発給している「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）」を、日本語訳を添付して提出してください。

(4) 本人確認書類

次のいずれか1点又は2点を提示してください。

1点の提示で足りるもの	2点の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・旅券(パスポート)・個人番号カード(マイナンバーカード)・住民基本台帳カード(顔写真付き)・在留カード又は特別永住者証明書・国又は地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き) <p>※有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳カード(顔写真なし)・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証・年金手帳・国民年金、厚生年金保険の年金証書・学生証、法人が発行した身分証明書(左記に掲げるものを除く。)

※オンライン宣誓を希望する場合は、顔写真が貼付された書類のカラーコピーを提出してください。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

(5) ファミリーシップにある近親者等との関係が確認できる書類 (近親者等の氏名の記載を希望する場合)

宣誓者の方又は双方と生活を共にしている近親者等がいる場合であって、受理証明書等に当該近親者等の氏名の記載を希望する場合は、当該近親者との関係性を確認できる書類（戸籍謄本等）を提出することで、記載することができます。

※15歳以上の近親者等について、氏名の記載を希望するときは、近親者等ご本人が自署した「近親者等の記載に関する同意書」（様式第7号）が必要です。

※宣誓後に近親者等の氏名の追記や削除等を希望される場合は、「ファミリーシップ宣誓書に関する変更届」（様式第9号）をご提出ください。

(6) 通称名を使用していることが確認できる書類 (通称名の使用を希望する場合)

社員証や学生証、通称名で3か月以内に届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料が必要です。

6 オンラインによる宣誓

オンライン宣誓の流れ	1	宣誓日の予約 「4 手続きの流れ」（1）宣誓日の予約（5ページ参照）	
	2	宣誓の方法 *オンライン宣誓 <ul style="list-style-type: none">・宣誓手続きはウェブ会議システム（Zoom）で行います。 (市から会議 URL 及び会議 ID とパスコードをお送りします。)・必要書類 「5 宣誓時に必要な書類」（7・8ページ参照）を宣誓日の7日前までに郵便等により提出してください。 ※宣誓書は、漏れなく記入し、宣誓日はオンライン宣誓の日を記入してください。・宣誓 必ず宣誓者お2人が、同じ場所にそろっている状態で参加してください。 ※宣誓の意思確認のため、お顔が見える状態で画面をオンにしてください。また、顔写真が添付された本人確認ができるものをお手元にご準備ください。	<p>（参考）対面宣誓</p> <ul style="list-style-type: none">・宣誓手続きは市役所（ご希望に応じて個室）で行います。・必要書類 「5 宣誓時に必要な書類」（7・8ページ参照）を宣誓日当日に持参し、提出してください。・宣誓 職員の面前で宣誓書をご記入いただきます。
	3	ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の交付 <ul style="list-style-type: none">・郵送又は窓口で受け取り	

*宣誓書等は、あま市ファミリーシップ制度の公式ウェブサイト内からダウンロードしてください。

<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1009935.html>



7 宣誓後について

次の場合は、申請や届出が必要です。各種手続の際には、提出書類のほか、ご本人確認（（4）本人確認書類 8 ページ参照）が必要となります。

電話又はあま市電子申請にて、事前にご連絡ください。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-ama-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=100546



（1）受理証明書等の再交付

受理証明書等の紛失、毀損、汚損等の事情により再交付を希望する場合は、「ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書」（様式第6号）を提出してください。再交付理由が汚損、毀損である場合は、再交付を希望する受理証明書等も提出してください。

（2）宣誓事項の変更

宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、「ファミリーシップ宣誓書に関する変更届」（様式第9号）に変更内容が確認できる書類（改姓・改名・住所の変更は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書）と併せて提出してください。

なお、宣誓書受理証明書と宣誓書受理証明カードも提出してください。

（3）受理証明書等の返還

次の場合には、「ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届」（様式第10号）を提出してください。宣誓書受理証明書と宣誓書受理証明カードを返還してください。

- ① ファミリーシップを解消したとき
- ② 一方又は双方が市外に転出したとき
※ファミリーシップにあり、転勤その他の社会的な事情がある場合を除く。
- ③ 一方が死亡したとき
- ④ 宣誓が取り消し(無効)になったとき
- ⑤ その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

ファミリーシップの無効

届出した内容が要件に該当しないことが判明した場合、当該ファミリーシップを無効とします。

その場合、無効としたファミリーシップ宣誓書受理証明書等の交付番号をあま市公式ウェブサイト等で公表します。

8 自治体間連携について

あま市では、制度を利用している方が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、令和7年9月1日から愛知県内の一自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」を締結しております。

自治体間連携により、転入先へ継続手続きをすることで、転出元の返還手続きは不要となります。また、転入先での手続きが簡略化できるようになります。

連携している自治体については、あま市公式WEBサイトをご確認ください。

(1) あま市に転入する場合の手続き

事前に電話又は電子申請で継続申告を行いたい日時を予約してください。

(予約申込先は、「4 宣誓手続きの流れ」5ページの参照)

下記の必要書類をお持ちの上、継続申告の手続きを行っていただきます。

ファミリーシップ宣誓書受理証明書等の交付までに、1週間程度の期間をいただきます。

＜必要書類＞

- ① ファミリーシップ宣誓書継続申告書（様式第11号）
- ② 転出元の自治体で交付されたファミリーシップ宣誓書受理証明書等
- ③ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ④ 転入予定の方は、転出証明書、賃貸借契約書の写し等
- ⑤ 本人確認書類
- ⑥ 近親者等を含めて申告する場合
　　ファミリーシップに含む方との関係を証明する書類

※②～⑤の詳細は、「5 宣誓時に必要な書類」7・8ページをご参照ください。

(2) あま市から連携自治体へ転出する場合の手続き

ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届の提出、ファミリーシップ宣誓書受理証明書及び宣誓書受理証明カードの返還手続きが不要となります。

あま市が発行したファミリーシップ宣誓書受理証明書及び宣誓書受理証明カードは、転入先の連携自治体へ提出してください。

※転入先自治体の制度・要件により、手続きの簡略化ができない場合がありますので、事前に転入先自治体へご確認ください。

9 よくある質問

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度は婚姻制度とどう違うのですか？

A1 婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。あま市のファミリーシップ制度は、市の内部規定に基づくもので、婚姻のような法的効力はありません。

Q2 対象は同性パートナーだけですか？

A2 宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。例えば、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルや、事実婚の男女カップルも対象となります。

Q3 あま市に住んでいない人と宣誓はできますか？

A3 お2人があま市に住所を有しているか、どちらか一方が市内に住所を有し他方が市内に転入を予定している場合は、宣誓することができます。市内への転入を予定している場合は、その事実を確認することができる書類（転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書等）の提出が必要となります。

Q4 同居してなくても宣誓できますか？

A4 パートナーについては、少なくとも一方が市内に在住又は転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

Q5 代理人や郵送による方法で宣誓はできますか？

A5 市職員の面前で、お2人で「ファミリーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。

Q6 宣誓書等の記入は代筆でもよいですか？

A6 文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。

Q7 通称名は使用できますか？

A7 性別違和等の理由により、社会生活において日常的に通称名を使用している場合は、通称名で届出ることができます。通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物や社員証など）をご持参ください。
交付する受理証明書等には、通称名及び戸籍名を記載されたものになります。

Q8 宣誓に費用はかかりますか？

A8 費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類(住民票や戸籍抄本等)の交付手数料などは、自己負担となります。

Q9 受理証明書・受理証明カードに有効期限はありますか？

A9 有効期限はありません。

Q10 受理証明書はすぐ交付されますか？

A10 受理証明書の交付準備に時間を要するため、書類提出から交付まで概ね1週間程度期間をいただきます。交付準備が整いましたらご連絡させていただきますので、本人確認ができるものをご持参のうえ受け取りに来てください。郵送をご希望される場合は簡易書留で送付しますので、切手のご用意をお願いします。

Q11 交付された宣誓書受理証明書は、公的な本人確認書類として使用できますか？

A11 この制度は、お2人が互いにパートナーの関係であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣誓し、市が宣誓書を受理した事実を証するものです。公的な本人確認書類として使用することは、提出先の取扱いによります。

Q12 宣誓書類はどこで手に入れることができますか？

A12 あま市市民生活部人権推進課(市役所1階)、あま市人権ふれあいセンターにて準備しています。また、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

<https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/jinkenn/1009935.html>



Q13 外国籍の人も利用できますか？

A13 外国籍の方も利用できます。大使館が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。なお、ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q14 パートナーと養子縁組をしていても宣誓できますか？

A14 お2人がファミリーシップに基づく養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいますが、その状況を考慮したものです。

Q15 プライバシーは守られますか？

A15 宣誓に際しては、プライバシー保護のため個室をご用意することが可能ですがご相談ください。ただし、部屋の空き状況等により、ご希望の日時に対応できない場合があります。